2　前項の場合において、同項のグループ国内最低課税額報告事項等又はグループ国内最低課税額報告事項等に相当する事項に、同項の特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等（その所在地国が我が国であるものに限る。以下この条において同じ。）に係る特別給付付き税額控除等相当額をいう。以下この項及び第五項において同じ。）についてこの項の規定の適用を受けようとする旨が含まれているときにおける前項の規定の適用については、同項中「の合計額（」とあるのは、「及び次項に規定する特別給付付き税額控除等相当額の合計額（」とする。この場合において、当該特別給付付き税額控除等相当額は、財務省令で定めるところにより、当該構成会社等の当該対象会計年度に係る個別計算所得等の金額及び法第八十二条の十九第二項第一号イに規定する国内調整後対象租税額から減算する。

3　過去対象会計年度において特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等が第一項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた場合には、当該過去対象会計年度に係る第百五十五条の六十四第二項第三号イ（構成会社等に係る再計算グループ国内最低課税額）に規定する再計算国内グループ調整後対象租税額には、当該過去対象会計年度に係る国内特別税額控除等相当額を含むものとして、同号に規定する再計算国内実効税率及び同項に規定する再計算当期グループ国内最低課税額の計算を行うものとする。

4　法第八十二条の三第三項（国際最低課税額）の規定は、第一項の特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等のうちに同条第三項に規定する特定構成会社等がある場合について準用する。この場合において、同項中「前項第一号から第三号まで」とあるのは、「法人税法施行令第百五十五条の六十八の二第一項から第三項まで（国内特別税額控除等相当額がある場合の国内実効税率等の計算の特例）」と読み替えるものとする。

5　第二項の構成会社等が特別給付付き税額控除等相当額の一部について同項の規定の適用を受けようとする場合の手続その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、財務省令で定める。

（共同支配会社等に係る国内特別税額控除等相当額がある場合の国内実効税率等の計算の特例）

第百五十五条の七十六の二　第百五十五条の六十八の二第一項から第三項まで及び第五項（国内特別税額控除等相当額がある場合の国内実効税率等の計算の特例）の規定は、特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等に係る法第八十二条の十九第五項第一号イ(3)（国内最低課税額）に規定する国内実効税率及び同号イに規定する当期グループ国内最低課税額並びに同項第三号に規定する下回る額並びに第百五十五条の七十三第一項（共同支配会社等に係る再計算グループ国内最低課税額）において準用する第百五十五条の六十四第二項第三号（構成会社等に係る再計算グループ国内最低課税額）に規定する再計算国内実効税率及び同項に規定する再計算当期グループ国内最低課税額の計算について準用する。この場合において、第百五十五条の六十八の二第一項中「第八十二条の十九第二項各号」とあるのは「第八十二条の十九第五項各号」と、「第八十二条の十九第二項第一号イ(3)(i)」とあるのは「第八十二条の十九第五項第一号イ(3)(i)」と、「全ての構成会社等」とあるのは「共同支配会社等及び当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等」と、「第百五十五条の三十八第一項第一号」とあるのは「第百五十五条の四十六（国別グループ純所得の金額から控除する金額）において準用する第百五十五条の三十八第一項第一号」と、「第八十二条の十九第二項第一号イ(3)に」とあるのは「第八十二条の十九第五項第一号イ(3)に」と、同条第二項中「第八十二条の十九第二項第一号イ」とあるのは「第八十二条の十九第五項第一号イ」と、同条第三項中「第百五十五条の六十四第二項第三号イ」とあるのは「第百五十五条の七十三第一項（共同支配会社等に係る再計算グループ国内最低課税額）において準用する第百五十五条の六十四第二項第三号イ」と読み替えるものとする。

2　法第八十二条の三第五項（国際最低課税額）の規定は、前項において準用する第百五十五条の六十八の二第一項の特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等のうちにその所在地国を我が国とする法第八十二条の三第五項に規定する特定共同支配会社等がある場合について準用する。この場合において、同項中「前項第一号から第三号まで」とあるのは、「法人税法施行令第百五十五条の七十六の二第一項（共同支配会社等に係る国内特別税額控除等相当額がある場合の国内実効税率等の計算の特例）において準用する同令第百五十五条の六十八の二第一項から第三項まで（国内特別税額控除等相当額がある場合の国内実効税率等の計算の特例）」と読み替えるものとする。

第百五十五条の七十九第一項中「第八十二条の三第七項第一号」を「第八十二条の三第八項第一号」に、「第八十二条の三第七項第二号」を「第八十二条の三第八項第二号」に、「第八十二条の三第九項」に改め、同条第二項中「第八十二条の三第八項第一号イ」を「第八十二条の三第九項第一号イ」に、「第八十二条の三第八項第一号ロ」を「第八十二条の三第九項第一号ロ」に、「第八十二条の三第八項」を「第八十二条の三第九項」に改める。

第百五十五条の八十中「第八十二条の三第七項第一号」を「第八十二条の三第八項第一号」に、「第八十二条の三第七項第二号」を「第八十二条の三第八項第二号」に改める。

第百七十五条第二項第一号中「決定」を「命令」に改め、同項第三号中「前号」を「第二号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　法第百三十五条第四項の適用法人の債務について、円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律第二十八条第一項（権利変更決議の効力）又は第二十九条（議決権者の全ての同意を得た場合における権利変更決議の効力）の規定により同法第三条第一項（指定確認調査機関の確認）に規定する権利変更決議の効力が生じたこと（前号に掲げるものを除く。）。

第百八十三条第三項第一号八中「及び夕」を「に規定する試掘権に相当するもの及び国外における同号夕」に改める。

第百九十四条第一項中「第九項」を「第十項」に改める。

第二百十四条第一項中「再計算国別国際最低課税額の特例）」の下に「、第百五十五条の四十二の二第一項若しくは第二項（国別特別税額控除等相当額がある場合の国別実効税率等の計算の特例）」を、「準用する第百五十五条の四十一第一項」の下に「、第百五十五条の四十九の二第一項（共同支配会社等に係る国別特別税額控除等相当額がある場合の国別実効税率等の計算の特例）において準用する第百五十五条の四十二の二第一項若しくは第二項」を加え、同条第四項中「第百五十五条の七十第二項」を「第百五十五条の六十八の二第一項若しくは第二項（国内特別税額控除等相当額がある場合の国内実効税率等の計算の特例）（法第百四十五条の六第二項の規定によりこれらの規定に準じて計算する場合を含む。）、第百五十五条の七十第二項」に、「又は」を「、第百五十五条の七十六の二第一項（共同支配会社等に係る国内特別税額控除等相当額がある場合の国内実効税率等の計算の特例）において準用する第百五十五条の六十八の二第一項若しくは第二項（法第百四十五条の六第三項の規定によりこれらの規定に準じて計算する場合を含む。）又は」に改める。

（法人税法施行令及び法人税法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第二条　法人税法施行令及び法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和七年政令第百二十一号）の一部を次のように改正する。

附則第七条第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　第二項本文の規定の適用を受ける経過リース資産が法人税法施行令第四十八条の三第二項各号に掲げる減価償却資産である場合において、当該減価償却資産である経過リース資産につき当該各号に定める償却の額があるときは、当該償却の額に相当する金額は、当該経過リース資産に係る第四項に規定する損金の額に算入された金額に含まれるものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中法人税法施行令第百三十九条の十第二項第一号ハの改正規定、同令第百四十二条第一項の改正規定（「第九項」を「第十項」に改める部分に限る。）、同令第百四十八条第二項第一号イの改正規定（「第九項」を「第十項」に改める部分に限る。）及び同令第百九十四条第一項の改正規定　令和十年一月一日